

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定審査委員会設置要領

北九州地域木質バイオマス利用推進会

(審査委員会の目的)

第1条 本審査委員会は、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領（令和3年3月26日）（以下、「実施要領」という。）に基づき申請事業者の認定の可否を決定する。

(審査委員)

第2条 審査委員会の委員は、北九州地域木質バイオマス利用推進会の委員をもって構成する。

(委員会の役員)

第3条 審査委員会の委員に、委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長、副委員長は委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、審査委員会を代表し、これを統括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等あるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。

(審査委員会の経費)

第5条 実施要領第4の現地審査に要した審査委員の旅費は北九州地域木質バイオマス利用推進会から当該申請者へ請求し、清算する。

(審査委員会の事務局)

第6条 審査委員会の事務局は、北九州地域木質バイオマス利用推進会事務局がその任にあたる。

(その他)

第7条 審査委員会の内容については、北九州地域木質バイオマス利用推進会に報告するものとする。

(補則)

第8条 設置要領に定めるもののほか、必要な事項は委員長がこれを定める。

附 則

本設置要領は、令和3年3月26日から施行する。

審査委員会 委員

所属 役職	役職
ホクザイ運輸株式会社	代表取締役
京都森林組合	参事
北九州市森林組合	参事
北九州市産業経済局農林課	課長
北九州市環境局グリーン成長推進部 再生可能エネルギー導入推進課	課長